

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回（火曜日・金曜日）

目次

告 示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
◎住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅課)	1
○高知県収入証紙売りさばき所の廃止 (会計管理課)	1
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	1

告 示

高知県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年4月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南環状
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町八田字 ヲロノモト266番地 先から	前	6.5 }	500
	後	14.5	
吾川郡いの町八田字 末田56番6地先まで	前	6.5 }	500
	後	48.0	

高知県告示第358号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、支援法人の指定をしたので、同法第41条第1項の規定により次のとおり告示す

る。
平成30年4月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 支援法人の名称及び住所
特定非営利活動法人あまやどり高知
高知県高知市本町四丁目1番37号 丸ノ内ビル
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
高知県高知市本町四丁目1番37号 丸ノ内ビル
- 3 指定年月日
平成30年4月2日

高知県告示第359号

売りさばき所が廃止されたので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市丸ノ内一丁目2-20
高知県庁消費生活協同組合
代表理事 山下 久人
- 2 廃止された売りさばき所の所在地及び名称
土佐清水市天神町11-2
高知県庁消費生活協同組合土佐清水市役所支部
- 3 廃止年月日
平成30年3月31日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成30年4月17日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年2月28日 29高都計第634号	香美市土佐山田町久次字修理329番3	香川県高松市小村町287番地2 ヌーベルバーグⅡ-201 竹崎 大樹